平成２３年（フ）第２４０号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目27番10号
債務者　酒井　芳幸
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２４２号
相模原市南区上鶴間本町５丁目19番３―301号
債務者　山本　眞美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２５９号
相模原市中央区中央１丁目９番17号　レクシオ相模原403
債務者　榊　　繁
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１１０号
新潟市西区小針５丁目24番９号、前住所石川県金沢市松村３丁目515番地
債務者　山本菜穂美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６９号
新潟市西区寺尾台３丁目11番３号　テラオハイツＣ201号
債務者　村山　明子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１号
新潟県燕市三王渕191番地
債務者　永井　良昌
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１７８号
香川県高松市屋島西町2311番地　県営住宅屋島西団地13号棟404号室
債務者　小島　純子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１７９号
香川県高松市林町2184番地１　レクサスＡ104号室
債務者　中塚真佐東
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２０７号
沖縄県那覇市字小禄320番地正善マンション305
債務者　又吉　秀次
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２６０号
神奈川県厚木市妻田東１丁目24番３―506号
債務者　伊藤　正博
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３３０号
神奈川県小田原市久野693番地　井上アパート102
債務者　鈴木　邦彦
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３３９号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原126番地　箱根建設社宅１Ｆ右
債務者　瀧口　真弓
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３４２号
神奈川県厚木市愛名31番地12　アンソレイエアオキ206
債務者　府川　貞夫
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３４３号
神奈川県厚木市愛名31番地12　アンソレイエアオキ206
債務者　府川かおり
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３４８号
神奈川県秦野市曽屋3590番地
債務者　加来由美子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６号
兵庫県小野市三和町1039番地の１
債務者　小林　康博
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１７号
兵庫県小野市三和町1039番地の１
債務者　小林　　勇
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　神戸地方裁判所社支部